鎌住T03

鎌倉市　住居確保給付金（転居費用補助）
申請・支給の流れ

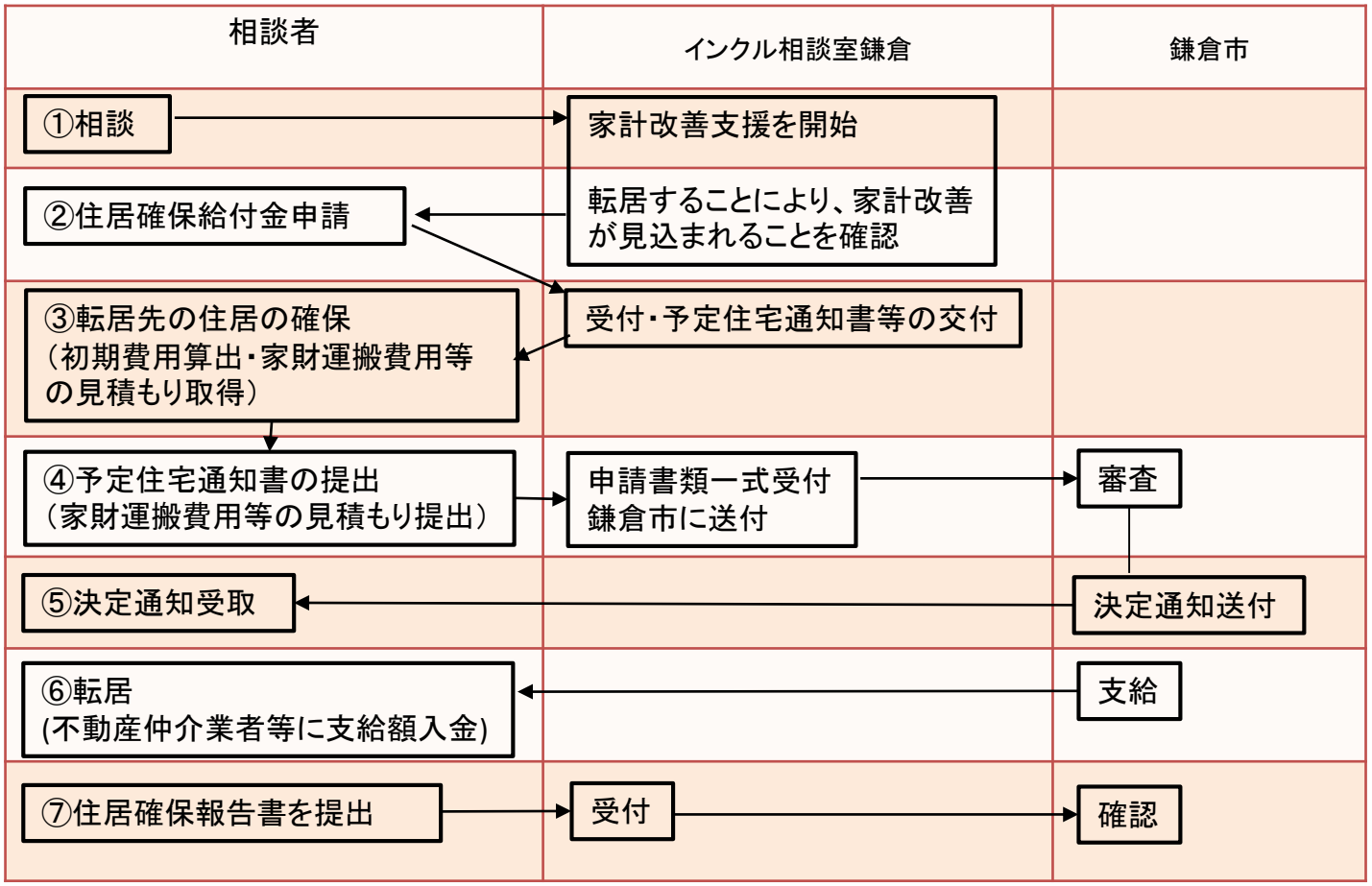

①	家計について相談し、家計改善支援事業の利用を開始するとともに、転居することにより家計改善が見込まれることを確認できた場合、住居確保給付金の申請手続きを開始する。
②	「鎌住T11申請書」「鎌住T12申請確認書」を必要書類とともに提出し、「鎌住T14入居予定住宅に関する状況通知書」「鎌住T15要転居証明書」の交付を受ける。
③	不動産仲介業者等への相談により、転居先の住居を確保し、敷金・前家賃等の初期費用や必要に応じて家財運搬費用等の見積もりを取得する。また、不動産仲介業者等に「鎌住T14入居予定住宅に関する状況通知書」の記入を依頼する。
④	「鎌住T14入居予定住宅に関する状況通知書」及び家財運搬費用等の見積もりを提出する。
⑤	鎌倉市から決定通知を受け取る（郵便）。
⑥	転居する。（「鎌住T14入居予定住宅に関する状況通知書」に記載の所定の振込先に決定金額が支給される。）
⑦	「鎌住YT24住居確保報告書」とともに、「入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し」及び「新住所における住民票の写し」を入居日から7日以内に提出する。

◆ご相談先：　インクル相談室鎌倉　9:00～17:00（土日祝・年末年始は休み）
住所：鎌倉市大船1－23－19　秀和第5ビル3B
TEL：0467-46-2119　FAX：0467-47-9290　e-mail：incl@inclusion-net.jp

※ご相談の際はまずお電話ください。面談は原則として予約制とさせて頂いております。

発行元：鎌倉市生活福祉課援護担当　℡0467－61－3958　（令和7年4月1日作成）